資 料

なぜ今アフリカなのか。 アフリカ主要国での商標保護の概要

森智香子*葦原エミ**

抄 録 近時, アフリカ市場への進出がメディアでも取り上げられることが多くなってきており, アフリカ諸国の知的財産制度について関心を寄せる日本企業も少しずつ増えつつある。本稿では, なぜ今アフリカが注目されているのかということを紹介した上で, アフリカ諸国の中の一部の国ではあるが, ボツワナ, ジンバブエ, エジプト, 南アフリカ, ケニア, ナイジェリア, モロッコの商標制度の概要を説明する。

目 次

- 1. はじめに
- 2. なぜアフリカなのか
 - 2. 1 支援対象からビジネス市場へ
 - 2. 2 日本独自のビジネスモデルで
- 3. アフリカ主要国にみる商標制度
 - 3. 1 国際条約
 - 3. 2 関連の官庁及び商標登録に関する法規
 - 3. 3 登録できる商標と存続期間
 - 3. 4 商標出願・審査
 - 3.5 異議・権利の管理
 - 3. 6 その他-水際対策
- 4. おわりに

1. はじめに

本稿では、なぜ今アフリカが注目されているのかということを紹介した上で、アフリカ諸国中で海外企業の進出が比較的多い、ボツワナ、ジンバブエ、エジプト、南アフリカ、ケニア、ナイジェリア、モロッコをピックアップして、商標制度を解説する。

商標権取得は,ビジネスを行う国(地域を含む。以下同じ)で,取得の必要性・費用等の要

素を検討して手続きを行うというのが基本になるが、アフリカ諸国の場合、商標登録制度の有無・成熟度合いを考慮することが重要となる。というのも、商標登録制度自体がない場合や、制度があったとしても機能していない場合がままあるからである。

本稿では、アフリカの54ヵ国(なお、外務省は西サハラの亡命政府を認めていないため、アフリカを53ヵ国としている)の制度や状況を広く紹介するのではなく、商標保護制度が存在し、比較的制度が整っているといえる前記7ヵ国に絞って商標制度を解説する。制度の成熟度合いは、出願件数(本稿で出願件数と言う場合には商標出願件数を指す)を一応の目安とした。

7ヵ国中もっとも商標出願件数が多いのは南アフリカで、WIPOが2011年末に公表した報告書「World Intellectual Property Indicators - 2011 Edition」によると、2010年の出願件数(直接出願)は3万件を上回る¹⁾。前掲報告書では、

^{*} 早稲田大学理工学術院非常勤講師 Chikako MORI ** 平成24年度日本弁理士会国際活動センター部員, アジア弁理士会商標委員会委員 Emi ASHIHARA

中所得・低所得の国々の中で、南アフリカは大幅 に出願件数を伸ばしていると紹介されている²⁾。

なお, 商標制度が整っているといっても, 日本の知財制度のような制度整備がなされている 訳ではなく, これから発展していくと思われる 部分も多い。

2. なぜアフリカなのか

2. 1 支援対象からビジネス市場へ

これまで、日本ではアフリカを支援の対象としてのみ捉えることが多い状況であった。アフリカの抱える貧困、紛争、難民、感染症等の課題がビジネスのできる状態ではないという印象を与えていた上に、国民の9割以上の年間所得が3,000ドルに満たない低所得者層がターゲットでは、ビジネスとして成り立たないと考えられてきたからである。

しかし、日本もアフリカをビジネス市場として捉える時がきていると言われており、現に進出へと動き出している日本企業は増えつつある。

日本の総人口は減少する傾向にあり、国内市場は縮小し続けている。さらに、2008年のサブプライム・ショック以降は、それまで景気回復を支えていた欧米諸国への輸出等も減少した。

他方,現在9億人を超えるアフリカの人口は 今後も増加傾向にあり,消費需要は拡大してい る。また,南アフリカなど一部の国では,格差 是正,雇用の創出など,政府が力を入れて政策 を実行しようとしている国もあり,アフリカで のビジネス展開・規模拡大を考える海外企業に とって後押しとなっている。

世界に目を向けると、P&G (安全な水の供給)、フィリップス (無電化村向け照明器具開発)、SCジョンソン (トイレ事業)、ボーダフォン (モバイルペイメントサービス)、華為技術 (通信事業)等、アフリカなどの低所得者層

向けに商品を開発し、長期的な視野で事業を展開するグローバル企業が台頭してきている。5年後、10年後には、既に走り出している海外の企業に市場を席巻されているかもしれない。低所得者層が裕福なターゲットになるまで待っている時間の余裕はないであろう。

2. 2 日本独自のビジネスモデルで

アフリカは, 先端産業に不可欠なレアメタル やレアアースといった資源が豊富であることで も注目されている。自然資源確保に注目し、特 に中国が国をあげて極めて積極的なアフリカ進 出を図っている。鉱業プロジェクトに対して大 規模な投資をするのみならず、数多くのインフ ラ整備プロジェクトを達成すべく, 大量の労働 者を派遣しており、アフリカ諸国との密接な関 係を築きつつある。しかし、こうした中国の進 出は、地元に雇用や利益を生みださないとの批 判も多い。これに対し、日本企業は、現地要員 への技術習得を図る機会を設けることや衛生対 策、教育支援等のCSRに力を入れている点で評 価されている。日本企業はその意思決定や手続 きの緩慢さが非難されがちであるが、一旦プロ ジェクトがスタートすればアフターサービス体 制を構築するなど、現地における持続的なビジ ネスを目指している点において、日本企業の進 出によるアフリカ側のメリットは大きい。

持続的なビジネスの構築を目指す日本独自の モデルを模索する上で,各国での適切な知的財 産保護も重要になる。特に商標はビジネスと密 接な関係性があり,現地とのコミュニケーショ ンも含め,必要な情報収集をすることが大切で ある。

3. アフリカ主要国にみる商標制度

アフリカ主要国にみる商標制度といっても, 非常に多様性に富んでいる。アフリカの商標制 度について, 旧宗主国である英国やフランスの 法規を基礎としていると解説されることもあるが、EU圏の商標法や商標実務は早いスピードで年々変化しており、旧宗主国の法規をベースに各国の制度を理解することは実際的ではないであろう(本稿で紹介するアフリカ諸国ではエジプトが1922年、ジンバブエが1980年に独立し、他の国々も1960年代までに独立)。

本稿では、(1) 国際条約、(2) 関連の官庁及び商標登録に関する法規、(3) 登録できる商標と存続期間、(4) 商標出願・審査、(5) 異議・権利の管理の5つの項目に整理して、ボッワナ、ジンバブエ、エジプト、南アフリカ、ケニア、ナイジェリア、モロッコの商標制度を説明する。(1) については本頁の表1で、(2) \sim (5) については表2でまとめているので、適宜参照していただきたい。

3. 1 国際条約

本稿執筆時点(2012年1月7日。以下同じ)における主要な国際条約に関する加盟状況を確認しておく。表1は、パリ条約・マドリッドプロトコール(以下マドプロという)・アフリカ広域知的財産機関(ARIPO)の加盟状況を示す。パリ条約には、ボツワナ、ジンバブエ、エジプト、南アフリカ、ケニア、ナイジェリア、モロッコのいずれの国も加盟している。

マドプロについては、ジンバブエ、ナイジェリア、南アフリカを除く国が加盟している状況である。

アフリカ地域の知的財産権に関する代表的な広域条約の一つである、アフリカ広域知的財産機関(ARIPO)には、モロッコ以外が正式な加盟国ないしオブザーバー国となっている。アフリカ広域知的財産機関(ARIPO)について、表1の中で△で示したエジプト、南アフリカ、ナイジェリアは正式加盟国ではなく、オブザーバー国として参加しており、これらの国についてはアフリカ広域知的財産機関(ARIPO)の

枠組みによる知的財産権の権利化は認められていない。また、ケニアについてはアフリカ広域知的財産機関(ARIPO)のメンバーではあるが、商標に関する条約には署名しておらず、アフリカ広域知的財産機関(ARIPO)の枠組みによる商標権の権利化は認められていない。そのため、本稿執筆時点において、アフリカ広域知的財産機関(ARIPO)に基づく広域商標出願が可能なのは、本稿で紹介する国では、ボツワナとジンバブエのみである^{3)。}

表1 パリ条約・マドプロ・アフリカ広域知的財産機関の加盟状況

	パリ	マドプロ	アフリカ広域
ボツワナ	0	0	0
ジンバブエ	\circ	×	0
エジプト	0	0	Δ
南アフリカ	0	×	Δ
ケニア	0	0	0
ナイジェリア	0	×	Δ
モロッコ	0	0	×

3. 2 関連の官庁及び商標登録に関する法規

表2の①に、登録を取り扱う関連官庁、官庁のホームページ(HP)の有無、官庁のサイトのURL、関係官庁への調査依頼の可否を示す。

登録を取り扱う官庁の名称について、略称がわかるものについては、括弧書きで略称を記載した。商標や特許の保護だけでなく、会社名の登記(登録)も同じ官庁で扱っている国も存在する。なお、官庁の名称の記載は、WIPOのDirectory of Intellectual Property Officesを参考にした。Directory of Intellectual Property Officesは、WIPOのホームページで確認できる4)。

取扱い官庁のHPの有無と官庁のサイトの URLについては、本稿執筆時点において、確 認できた範囲で紹介している。なお、URLの 記載があるものでも、アクセス環境等によって

表2 アフリカ主要国商標保護制度一覧

			Г	ı	ı			
	ライセ ンス 登録	0	0	0	0	0	0	0
④異議及び権利の管理	不使用 取消 期間	3年	5年	5年	5年	5年	5年	5年
	無効	0	0	0	0	0	0	0
	東 題	端了前 6ヶ月	満了前 12ヶ月	谱了部 12ヶ月	満了部6ヶ月	選 3 ヶ 万	満了部3ヶ月	満了前6ヶ月
	異議申立人	利害関係人	何人	间人	利害関係人	何人	何人	利害関係人
	異中期騰立間	公告日からから13ヶ月	公告日から から 2ヶ月	公 から 60日	公告日 から 3ヶ月	公 から 60日	公告日 から 2ヶ月	公告日 から 2ヶ月
③出願・審査	米 备	ー部の 要件 (限定的 な審査)	0	0	0	0	0	0
	出願時必要書類	- 委任状 - 商標見本 (通常の文 字からなる商標の場合 を除く)	・委任状・・商標見本(通常の文字からなる商標の場合を除く)	・委任状(アラビア語 の訳文要) ・ 商標見本(通常の文 字からなる商標の場合 を除く) ※出願手続きを完了さ せるためには statement of intention to useが必要	- 委任状 - 商標見本 (通常の文 字からなる商標の場合 を除く)	・委任状 ・ 商標見本 (通常の文 字からなる商標の場合 を除く)	・委任状 ・ 商標見本 (通常の文 字からなる商標の場合 を除く)	·麥任状 ·商標見本
	国際分類(ニース協定未加盟の場合も含む)	0	0	0	* 本 加 盟	未加盟	0	0
	% 区分	×	0	0	×	0	×	0
	開題	基語	秋 語	アラビア語	基語	英語	基語	4. 公語
②登録対象と存続期間	本 題 題	出 から 10年	田 か の 中 の 年	田 ゆらの 年	出願 (登録日 に同じ) から 10年	田 かい まって まっこ はっこ はっこ はっこ はっこ はっこ はっこ はっこう はっこう はっこ	田か7年	田 か 10年
	サーブスマーク	0	0	0	0	0	0	0
	を る を を 動	文図記結字形号合	文図記結立色字形号合体彩	文図記結色字形号合彩	文図記立結字形号体合	文図記立色字形号体彩	文図記結字形号合	女 図 記 立 名 多 多 多 多 多
	商標に関する 法規	CHAPTER 68:03 INDUSTRIAL PROPERTY	Intellectual Property Tribunal Act [Chapter 26:08]	Law on the Protection of Intellectual Property Rights, Law No. 82, 2002	Trademark Act 194 of 1993	The Trade Marks Act (Chapter 506)	Trade Marks Act Chapter 436 Laws of the Federation of Nigeria 1990	(2004)
①官庁関連	関係官庁への調査依頼の可否	ı	ı	ı	○ 通常 15営業日	0	0	ı
	⊕ イ ৷› (URL)	http://www. mti.gov. bw/intellec tualproperty	ı	http://www. が新 English/ アラビア語 index.htm (英語版)	http://www. cipc.co.za/ Default.aspx	http://www. kipi.go.ke	ı	http://www. ompic.org.ma
	官庁の IIPの 有無	以期	×	○ 英語 アラビア語	○萬	東	×	大 仏 田 西 アラビア語
	関連の官庁	Registrar of Companies and Intellectual Property (ROCIP)	Zimbabwe Intellectual Property Office (ZIPO)	Ministry of Trade & Industry / Commercial Registry	Companies and Intellectual Property Commission (CIPC)	Kenya Industrial Property Institute (KIPI)	Registry of Trademarks, Patents and Designs	Moroccan Industrial and Commercial Property Office
		ボッワナ	ジンバブル	Н У Т	南アフリカ	7-7	ナイジェリア	よロッコ

は、内容を確認できないものもある。また、本 稿で紹介する国でサイトを有する国は英語サイ トがあるが、コンテンツの充実度合いは国によ って様々である。

モロッコなど、庁のウェブサイトで商標の簡易調査ができる国がある一方、アフリカ諸国の中では、出願・登録データベースの構築がなされていない場合が少なくなく、インターネットから検索できない場合も多い。日本にはこのような実務はないが、登録する官庁に調査を依頼できるアフリカの国は珍しくない。データベースが公開されていない場合には、官庁への調査依頼が唯一の先行商標を知る手段である場合もある。法上関係官庁が調査できるということを明文化しているものも含め、把握できる範囲で調査を受け付けている官庁について情報を掲載した。

3. 3 登録できる商標と存続期間

表2の②に、商標に関する法規の名称、登録できる商標、サービスマーク登録の可否、存続期間について示す。

商標の法規の名称については、下位の規則が 重要な役割を果たす国もあるが、日本の商標法 に相当するレベルの主たる法規のみを記載し た。南アフリカ、ケニア、ナイジェリアが商標 について独立した法律があるのに対し、残りの 国は知的財産に関する法律の中に商標に関する 法律が含まれる体系をとる。

条文の内容を知りたい場合、最新の情報は各国の官庁が公表している情報ということが基本的になると思われるが、本稿執筆時点において、ボツワナ、南アフリカ、ケニア、モロッコ(仏語・アラビア語のみ)については、各国の官庁のサイト内に条文が掲載されている。その他の国について、簡易に確認する方法として、WIPOのホームページからの情報入手がある。なお、日本国特許庁のホームページには、外国

産業財産権制度情報という各国の知的財産関連の主たる法規の日本語の参考用の仮訳を掲載しているページが存在するが⁵⁾,本稿執筆時点において日本語が入手できるのは、南アフリカの商標法と商標法規則のみである(これまでに掲載がなかった国の商標法などが次々掲載されている模様であり、現在掲載がない国の商標法についても掲載準備がなされているようである)。

登録できる商標について、文字、図形、記号が登録の対象となり得る点は、各国共通する。 一方で、立体商標や色彩商標については保護するとしている国とそうでない国がある。例えば、モロッコでは「立体商標」の文言はないものの、「写実的に表現しうる標章」が保護されることから、理論上は立体商標も保護されると考えられ、さらに法文上、音響商標や匂いの商標も保護されるとされている(ただし、法上保護するとしていても、実際に保護されているのかは不明である)。

なお、実態が明らかでない部分が多いため、 表2中には記載していないが、団体商標や証明 商標を保護することが法上規定されている国も ある。例えば、南アフリカでは地理的名称や原 産地表示は団体商標として、品質等を証明した い場合は証明商標として登録を受けることがで きる。

存続期間については、ナイジェリアが出願日から7年なのに対し、他は出願日から10年である。存続期間に関して、更新の際と出願の際とでは保護期間が異なる国もある。例えば、ナイジェリアは出願日から7年の保護に対し、更新は14年毎ということになっている。また、特徴的なところとして、モロッコでは、2004年以前は、2つの異なる商標制度が存在しており(庁はカサブランカとタンジールの2つ)、そのため、全地域をカバーするためには2件の登録が必要であったが、新法により統合された。現在はカサブランカの庁のみで商標登録が行われ

る。現行法では存続期限は10年だが、旧法ではいずれも存続期限が20年であったため、旧法下で出願・登録された商標については、その存続期限は20年となる。なお、旧法下でカサブランカとタンジールで別々に商標登録を受けていた場合は、別個に存続しているため、更新時にいずれかを存続させればよいこととなる。

3. 4 商標出願・審査

表2の③には、主たる出願言語、多区分出願 の可否、国際分類の採用の有無、出願に必要な 書類、実体審査の有無を示したものである。

主たる出願言語は確認できる範囲で記載した。なお、アフリカ諸国は多言語国家が多く、例えば南アフリカは、英語を含め11の公用語が存在する。

アフリカ諸国では、一出願に複数の区分を認める国とそうでない国がある。また、多区分出願を認める国であっても、商品と役務を一出願にすることは認めない国もあり(例えば、ジンバブエ、南アフリカ、ナイジェリア)、この点は出願の際に確認をする必要がある。

また、標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定に加盟していない国が多い一方で、ニース分類を採用している国は少なくない。ただし、ニース分類を採用していても、旧版(第9版やそれ以前のもの)を使用している国もあるので、この点も出願の際に確認をする必要がある。

出願書類については、委任状(ただし、エジプトは委任状に領事認証が必要)と商標見本(願書)が必要であるという国が多い。一方で、使用主義をベースにする国など、使用意思の宣誓を求める国もある。

実体審査について、本稿で紹介するアフリカ 諸国はいずれも行うことになっている。ただし、 審査に必要な資料、審査にかかわる人材などが 足りず審査が十分に行えない環境にある国もあ る。また、ボッワナのように限定的な審査しか 行わないことを法上明記するケースもある。

出願から登録までの期間も国によってかなり 異なる。モロッコは2~3ヶ月という比較的短 時間で登録になる可能性があるようだが、他の 国は、拒絶理由の通知等なく登録になる場合で あってもかなりの時間を要し、ケニアで1年半 程度、エジプトやナイジェリアが2年程度、ジ ンバブエは2年~3年、南アフリカは3年半程 度かかる可能性がある。

アフリカ諸国には登録主義ではなく, ジンバ ブエのように先使用主義を採用している国があ る。

また、ケニアやエジプトのように先使用主義 的な要素を取り入れている先使用主義と登録主 義の折衷のような国もある。

他方,先使用主義であると通常分類されるナイジェリアやジンバブエは,登録されていない 先行商標も審査で検索の対象とすることになっている。しかし,審査の環境を考えると,使用に依存した商標戦略にはリスクが伴う可能性があり,商標登録を取得しておくことの重要性に変わりないと言えるであろう。

なお、同様に先使用主義をとる南アフリカの場合、出願や登録をした後であっても、実際の商標の使用を開始する前に、その商標に類似する第三者の社名等が登記されていないか、第三者がその商標に類似するような商標や社名等を同種のビジネス分野で使用していないかを調査しておくことが望ましい。先使用者が、使用によりコモンロー上の権利を得ている場合があるからである。先使用者がその権利に基づき、異議申立等を行い、挑んでくるおそれがあるため、登録を得た場合であっても実際の商標の使用には注意が必要である。

3.5 異議・権利の管理

表2の④に、異議申立期間、異議申立人、更

新期間,無効請求・審判の制度の有無,不使用 取消の期間,ライセンス登録制度の有無を示す。

異議申立期間は各国様々であり、また、異議申立人を何人とする国も利害関係人とする国もある。コモンロー上の権利を認める国では、登録商標を有する者のみならず、コモンロー上の権利者も利害関係人として異議申立をなし得る可能性がある。

表2の④の更新期間について、ケニアやナイジェリアなど、満了前3ヶ月と更新期間が短い国があるのは注目である。なお、南アフリカやモロッコなど、期間経過後もグレースピリオドがある国も存在するが本稿では通常の更新期間を記載した。

本稿で紹介した国については、いずれも権利 化後に権利を無効とする制度を法上有する。エ ジプトのように他人の先使用も無効理由になる 国があるなど、無効理由について各国異なる。 また、管轄が登録を行う官庁ではなく、裁判所 である国も存在する。

本稿で紹介した国については、商標のライセンス登録の制度が少なくとも法上は存在する。

3.6 その他-水際対策

エジプトやモロッコなどでは商標権者やライセンシーは、水際対策として、模倣品の輸入品差止の申し立てを税関に行うことができる。モロッコでは申立は1年間有効だが、1年ごとの更新が可能である。

4. おわりに

日本企業が潜在成長率の高いアフリカへ進出・交易を行おうとする場合,知的財産権制度の実態把握とその対応策を検討する必要がある。特に商標の保護はビジネスを展開する上で欠かせない事項であるが、アフリカについてはまだまだ情報が十分にない状況である。

本稿では、掲載情報について万全を期すように努めているが、アップデートで正確な情報を入手しにくい地域の制度紹介であり、掲載情報に誤りがある可能性があることをご了承いただきたい。

本稿が、アフリカでの商標登録活動の参考に なれば幸いである。

注 記

- 1) World Intellectual Property Indicators 2011 Edition
- 2) World Intellectual Property Indicators 2011 Edition Section B: Trademarks
- 3) 本稿では、アフリカ広域知的財産機関に関する解説は割愛するが、より詳細を知りたい方は、「ARIPO(アフリカ広域知的財産機関)と商標の保護」知的財産管理 Vol.61 No.12 2011を参考いただきたい。なお、アフリカにはもう一つの重要な広域条約として、アフリカ知的財産機関(OAPI)が存在する。
- 4) http://www.wipo.int/directory/en/urls.jsp (参 照日:2012.1.7)
- 5) http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryou/s_sonota/fips/mokuji.htm (参照日:2012.1.7)

(原稿受領日 2012年2月15日)